

むつ地区清掃事業労働災害防止協議会

令和7年度
労働災害防止活動補助金交付
マニュアル

1 申請手続きの流れ

1 (省略可)	【会員】 ●会員が事務局へ申請書を提出（【様式第1号】交付申請書）
2	【事務局】 ●事務局で申請内容を確認。 疑義がなければ決定書（【様式第3号】補助金交付決定書）を会員に通知する。
3	【会員】 ●会員は決定書の通知を受け、申請内容と同内容の活動・物品等の購入をおこなう。 *申請内容と変更が生じる場合は事前に事務局へ連絡のうえ、再度【様式第1号】交付申請書を提出する。
4	【会員】 ●会員は活動・物品等の購入後、 ①報告書（【様式第2号】補助金交付実績報告書） ②請求書（【様式第5号】請求書） ③必要書類 を事務局へ提出。
5	【事務局】 ●事務局は①②③の資料を確認し、疑義がなければ②請求書振込先へ補助金を交付する。



ポイント

*事務手続きの簡略化のため、3以降の手続きでも申請可能とする。
事前に事務局確認を省略することが可能となるが、万が一、交付対象外とな
いためにも事前に事務局へ確認いただければ対象可否を回答いたします。

期間について

- 総会成立後から令和8年2月末までに活動・物品購入および申請手続きをしてください。
- 総会成立前のものについては対象外となりますご了承ください。

様式について

- むつ市ホームページ むつ地区清掃事業労働災害防止協議会 で検索し、ダウンロード。
もしくは
- 事務局メールアドレス mt-kankyou@city.mutsu.lg.jp ヘメールして資料請求

注意点

- 申請は各会員1回までとします。
特段、「活動日や物品購入日から～日間以内に申請手続きをする」といったことはありません。
必要書類が不足しているければ、複数回分をまとめて申請も可能です。
- 上限は1万円までとなります。上限以上の金額は自己負担となります。また、上限に満たない場合は、その金額の満額を交付します。

補助金の交付について

- 疑義がない場合、①②③の書類受理後、一ヶ月前後で請求先へお振り込みいたします。

2 対象の可否について

労働災害防止に資するあるいは理由付けできる活動・物品の購入等であれば、対象となります。今一度、会員各自で労働災害防止について考え、補助金を活用してください。

対象とならないもの

- 当協議会年会費の納入。
- 理由付けの難しい飲食費への活用。
- 会長が認めないと判断されたもの。

例えば…対象となるもの（参考）

- 2025年6月より義務化された熱中症対策としての商品を購入（熱中症指数計、スポットクーラーなど）する。
→実際の活用が見込まれるのは次年度であるが、現段階から準備するのであれば対象となります。

Q&A

防災への備え、緊急時の医療対応のため、非常食や飲料水も購入したが対象外となるのか？

非常食、飲料水“のみ”であれば対象外となるが、その他、必要備品と併せて購入した内の一
部であれば対象と認める。

補助金を活用し物品を購入したいが、具体的な活動は次年度におこないたい。この場合は対象になるのか？

原則、物品購入後すぐに労働災害防止に資する・活用できる物とする。
ただし、ノベルティ等を購入した場合で、購入後、購入物の一部を活用したうえで、余分は来年度の活動で活用する場合は対象と考える。

消耗品の購入は対象となるのか？

業務上必要であり、その物が業務の安全化（労働災害防止）につながるものであれば対象となる。

補助金制度は令和7年だけの事業か？申請ない場合は次年度に持ち越しできないか。

現時点では今年度事業となる。申請がなかった会員には残念ながら持ち越しも含め補助はない。
次年度以降の実施については検討していきたい。

活用した事例、物品等の写真はどのように撮影すればよいか？

例えばA物、B物、C物を購入した場合は、A～C全部が写ったもの、それぞれ単独で撮影したものがあれば良い。
研修会への参加等であれば、その時の資料（表紙）などのコピーでも問題はない。

事務手続きについて、事後報告のような形での申請でも問題ないか。

簡略化のためそのような手順も踏めるようにしているため問題はない。ただし、事務局で疑義が生じ、会長判断で不適とされる可能性がある以上、労働災害防止に資すると強く主張できるもの、確認が必要と思われるものは事前確認を推奨する。

申請から補助金振込までどれくらい期間がかかるか。

事務局として早期の手続きを心がけるが、申請後一ヶ月内には請求先へ振り込むこととする。

振込名はむつ地区清掃事業労働災害協議会となる。

万が一、一ヶ月以上経過しても振り込まれない場合は、事務局へ連絡してほしい。

なお、現金での取扱いはおこなわないこととする。